

土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等基礎調査

2025年10月20日

宮城県土木部防災砂防課



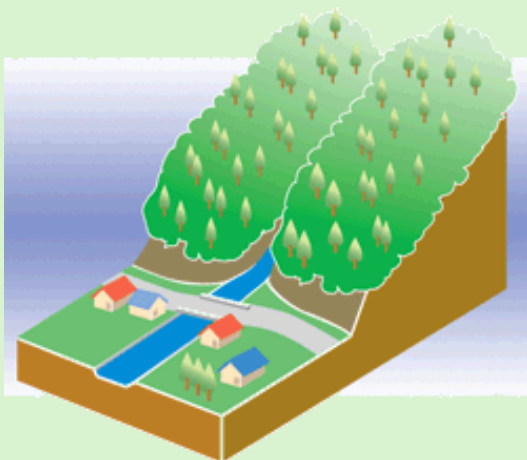
明日につなぐ × ミヤギの未来
宮城県土木部

1. 土砂災害について
2. 土砂災害警戒区域等基礎調査について
3. 土砂災害警戒区域等が指定されると
4. 今後起こりうる土砂災害の備えについて

1. 土砂災害について

土石流

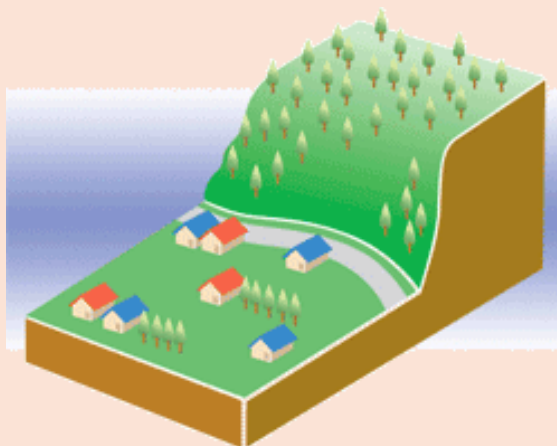
山から土が
流れ落ちている。



がけ崩れ^{くず}

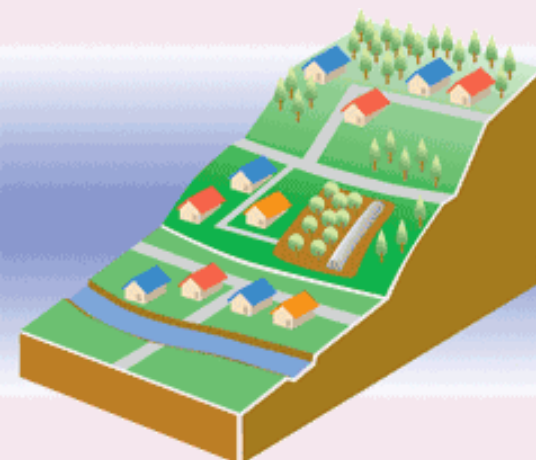
(急傾斜地の崩壊)

木が^{たお}倒れ、
がけが^{くず}崩れている。



地すべり

広い^{はん い}範囲で土が
すべり落ちている。



土石流

2014年07月09日 17時41分13秒

動画 | 国土交通省中部地方整備局(多治見砂防国道事務所)
撮影地)長野県・南木曽町梨子沢 2014年7月



くず
がけ崩れ

動画 | NPO法人土砂災害防止広報センター

撮影地)長野県・旧安曇村猿なご洞門(現・松本市安曇))1991年10月



地すべり

動画 | 国土交通省近畿地方整備局

撮影地)奈良県旧大塔村宇井(現五條市大塔町) 2004年8月



土石流



土石流



がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)



地すべり



全国の土砂災害の発生状況について

- 令和6年には、45の都道府県で1,433件の土砂災害が発生
- 直近10年(H26-R5)の平均発生件数は、S57-R5の平均発生件数から**約35%増**

→頻発化する土砂災害に備え、**危険性の周知**や**警戒避難体制の整備**が重要

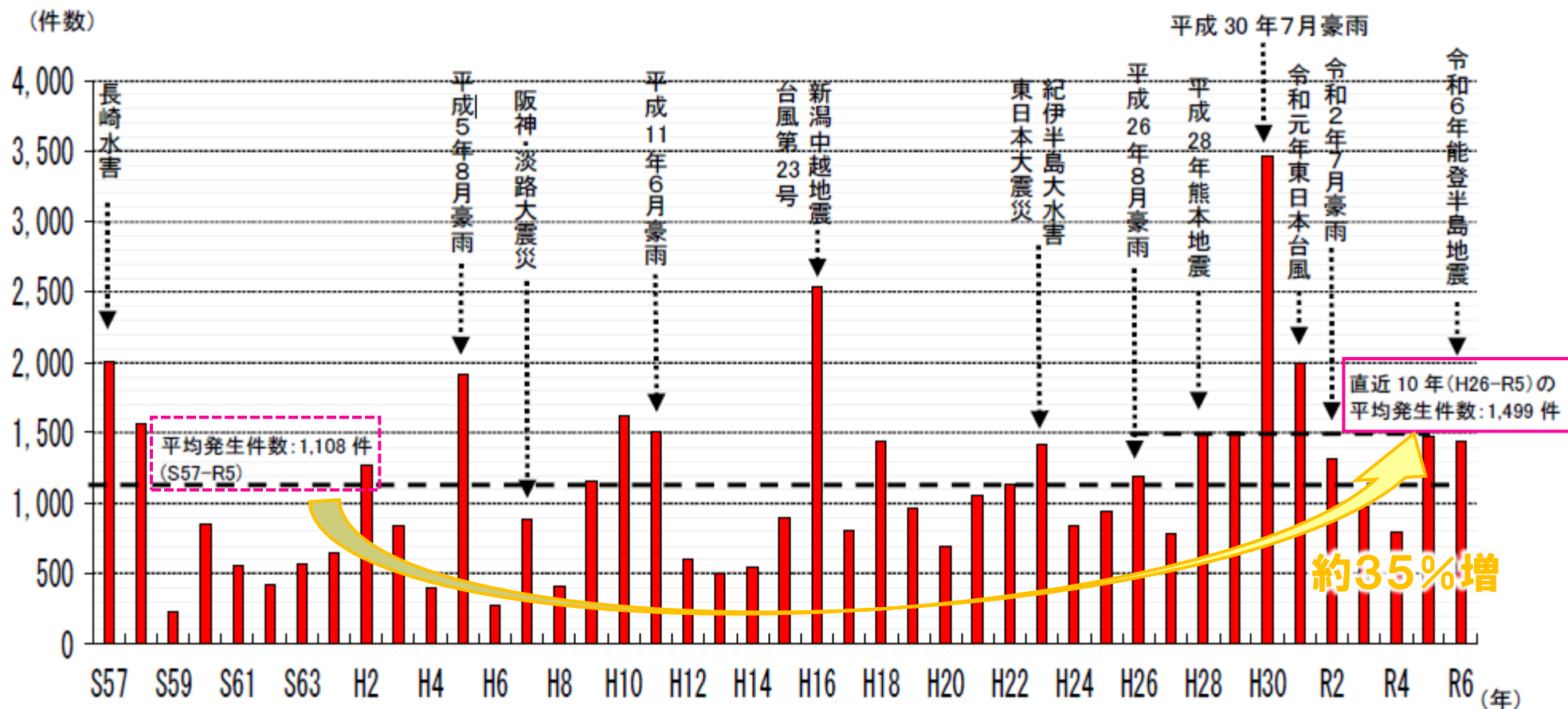


図. 土砂災害発生件数の推移 (S57~R6)

2. 土砂災害警戒区域等 基礎調査について

土砂災害防止法の背景・目的について

土砂災害防止法の背景

- 平成11年6月29日、広島市・呉市を中心とした集中豪雨により土砂災害(発生箇所325件、死者24名)を契機として、平成13年に**土砂災害防止法が施行**されました。

土砂災害防止法の目的

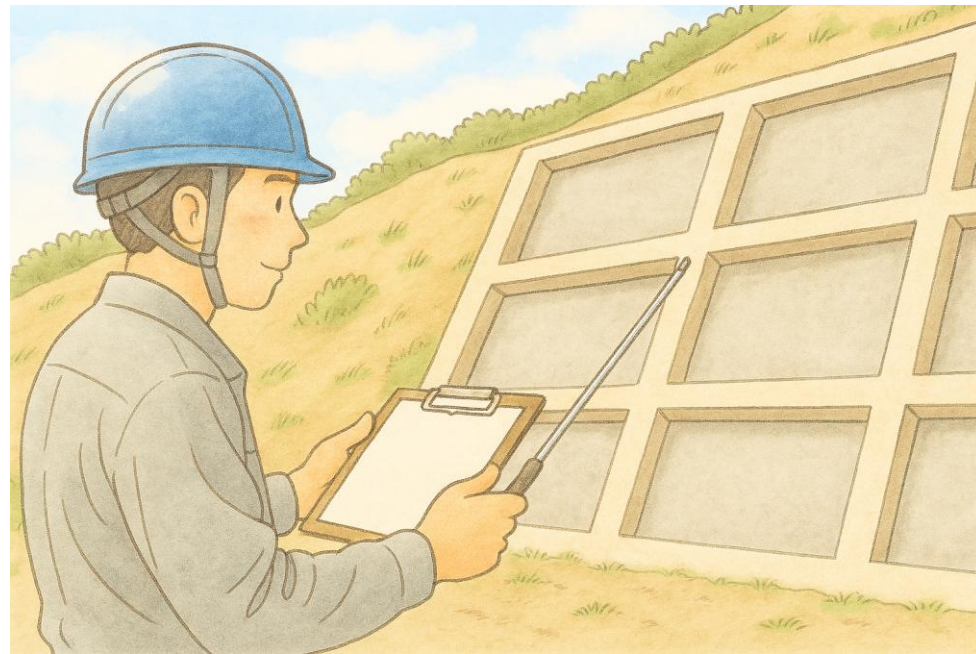
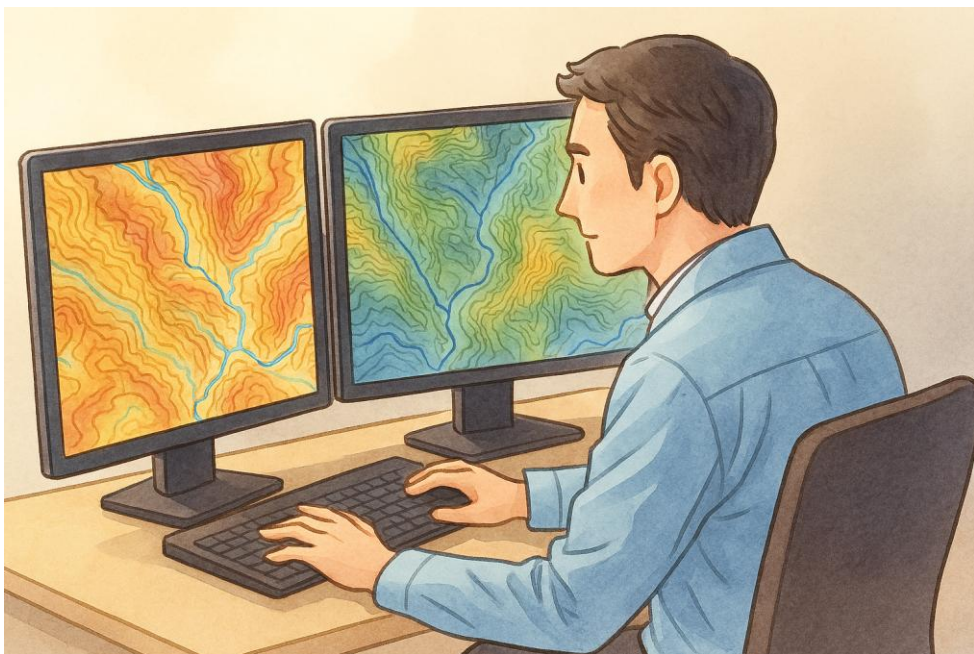
- 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進**しようとするものです。

平成11年広島県における土砂災害の状況



『土砂災害警戒区域等基礎調査』

- 土砂災害防止法に基づき、高精度な**地形解析図**や**現地調査**により土砂災害のおそれのある区域を調査・設定



『土砂災害警戒区域等基礎調査』

区域の設定

『土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)』

- 土砂災害が発生した場合、**住民の生命・身体に危害が生ずる**おそれがあると認められる土地の区域で、災害情報の伝達や避難が早くできるように市町村により警戒避難体制の整備が図られます。

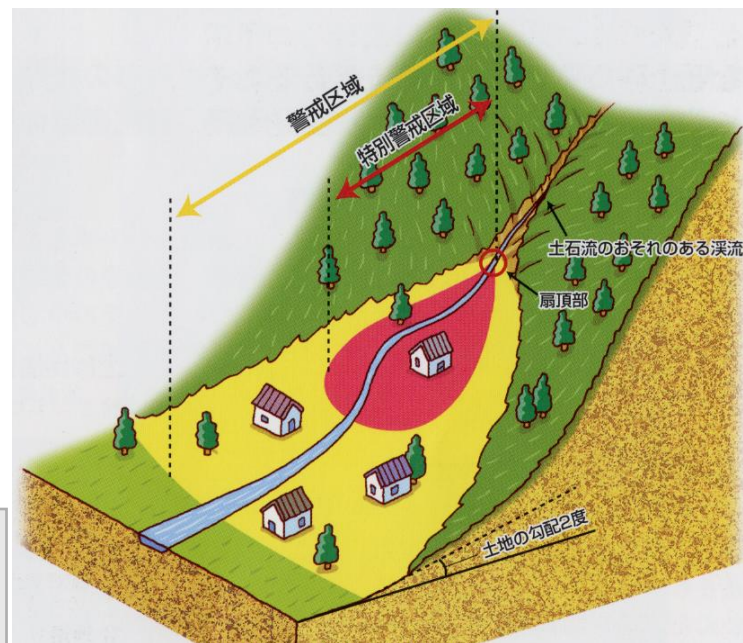
『土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)』

- 土砂災害警戒区域のうち、**建築物に損壊が生じ、住民の生命・身体に著しい危害が生じる**恐れがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務付けられます。

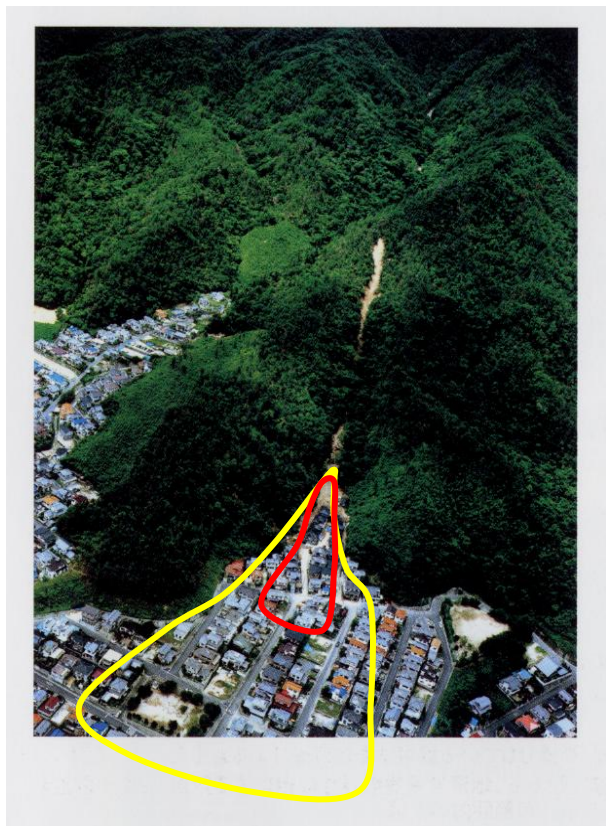
土石流における土砂災害警戒区域等について

■土石流

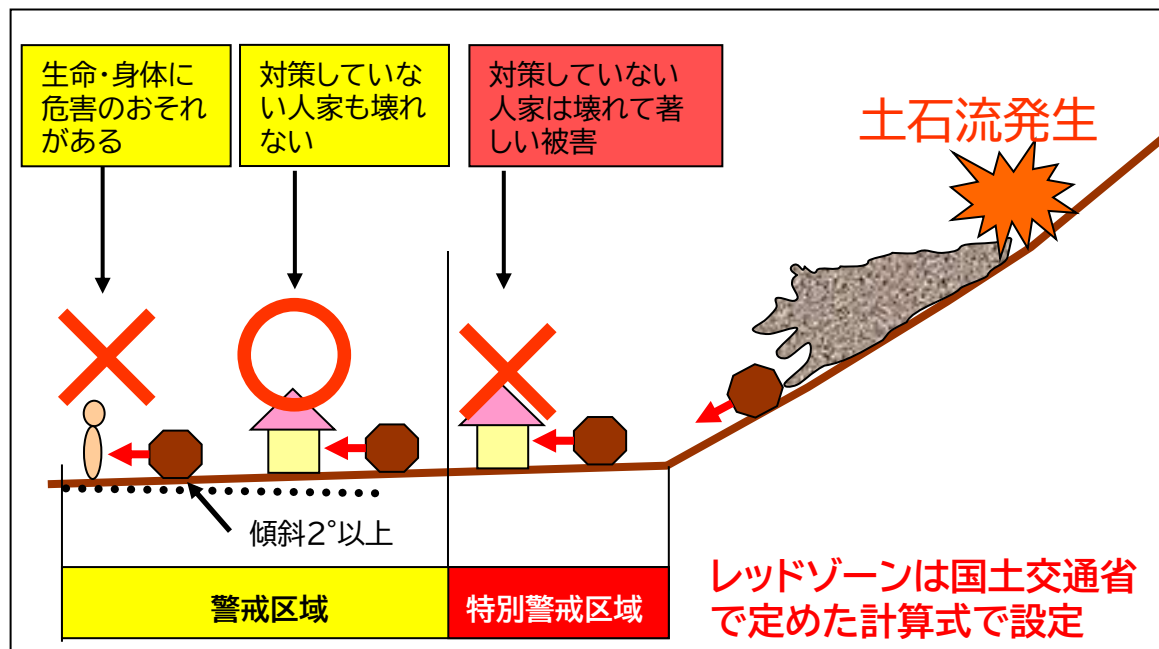
山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



土石流に対する
区域指定のイメージ



イエローゾーンは扇型に左右30度で広がり、
勾配2度が末端。
過年度の災害履歴の経験より決定されている。



急傾斜地の崩壊における土砂災害警戒区域等について

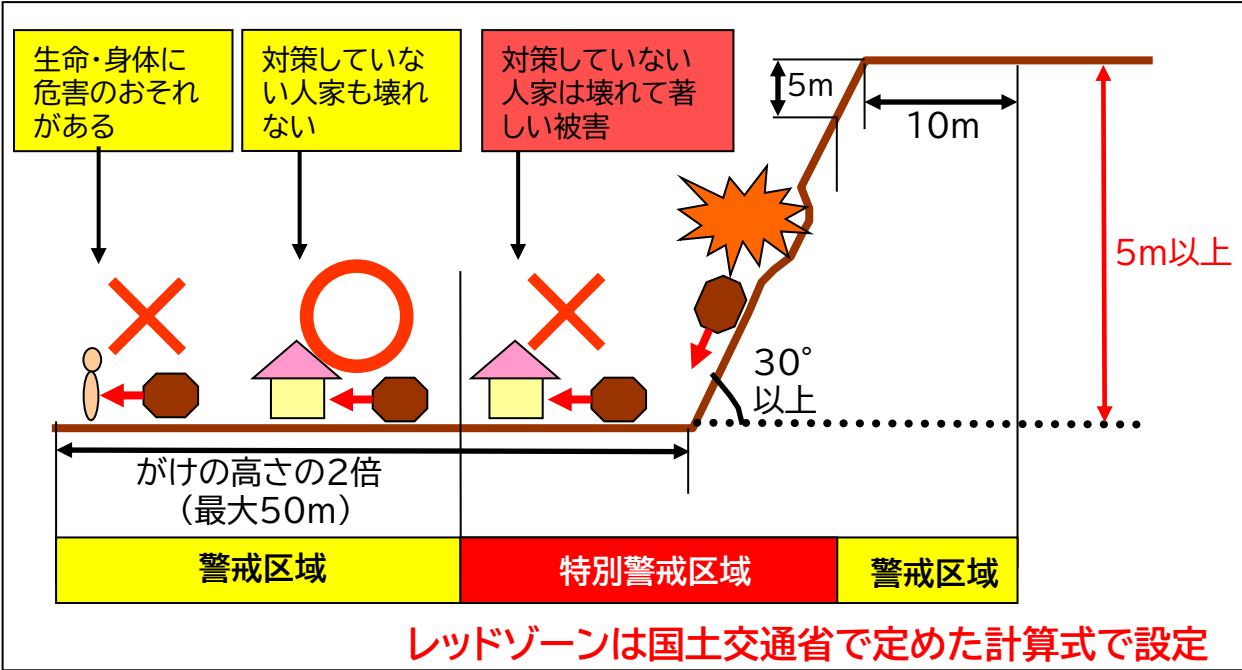
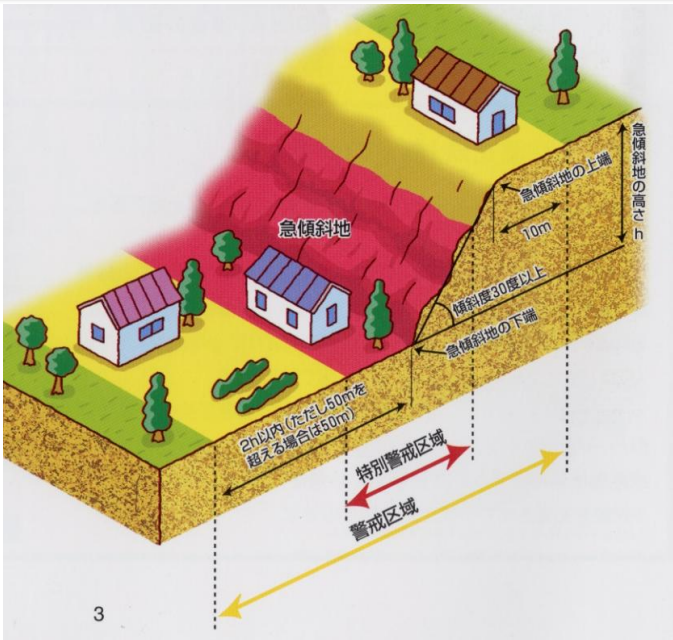
■急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する
自然現象



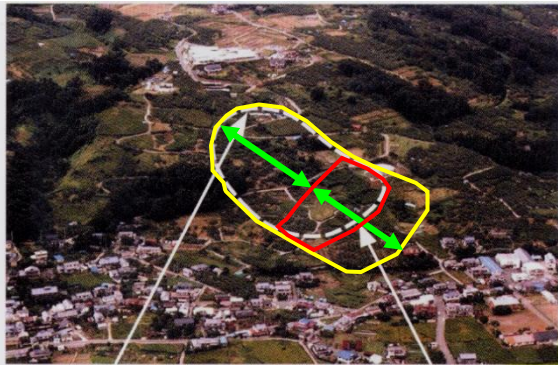
イエローゾーンは
上端側:急傾斜地上端から10m。
下端側:急傾斜地下端から2h (最大50m)となる範囲。
過年度の災害履歴の経験より決定されている。

がけ崩れに対する
区域指定のイメージ



レッドゾーンは国土交通省で定めた計算式で設定

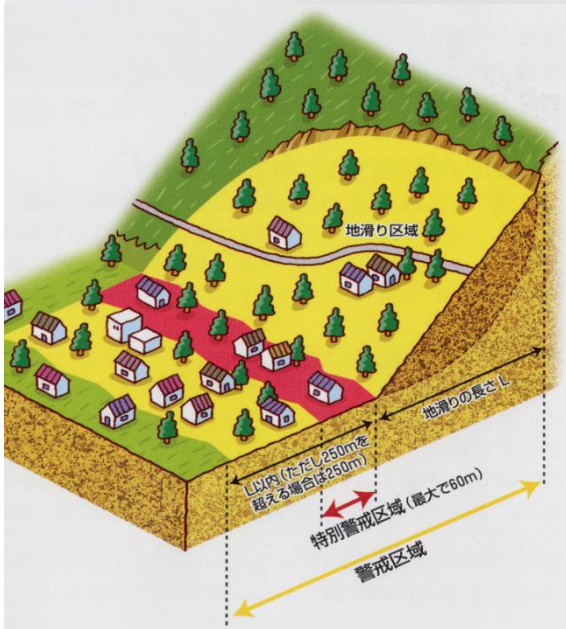
地すべりにおける土砂災害警戒区域等



頭部滑落崖



末端部隆起

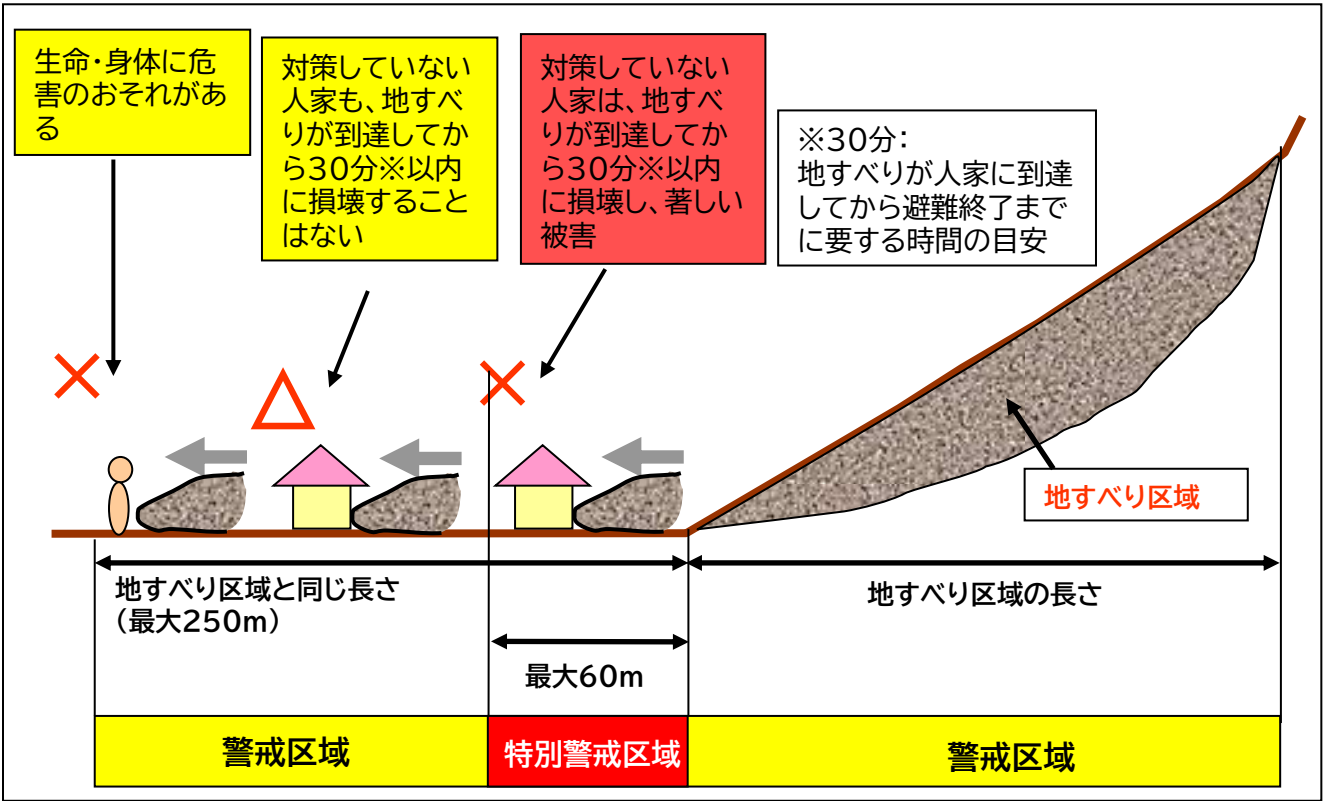


イエローゾーンは、地滑りしている区域又は恐れのある区域、および地滑り区域下端から区域の長さまでの区域（最大250m）となる範囲
過年度の災害履歴の経験より決定されている。

■地すべり

土地の一部が地下水等に起因してすべる自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

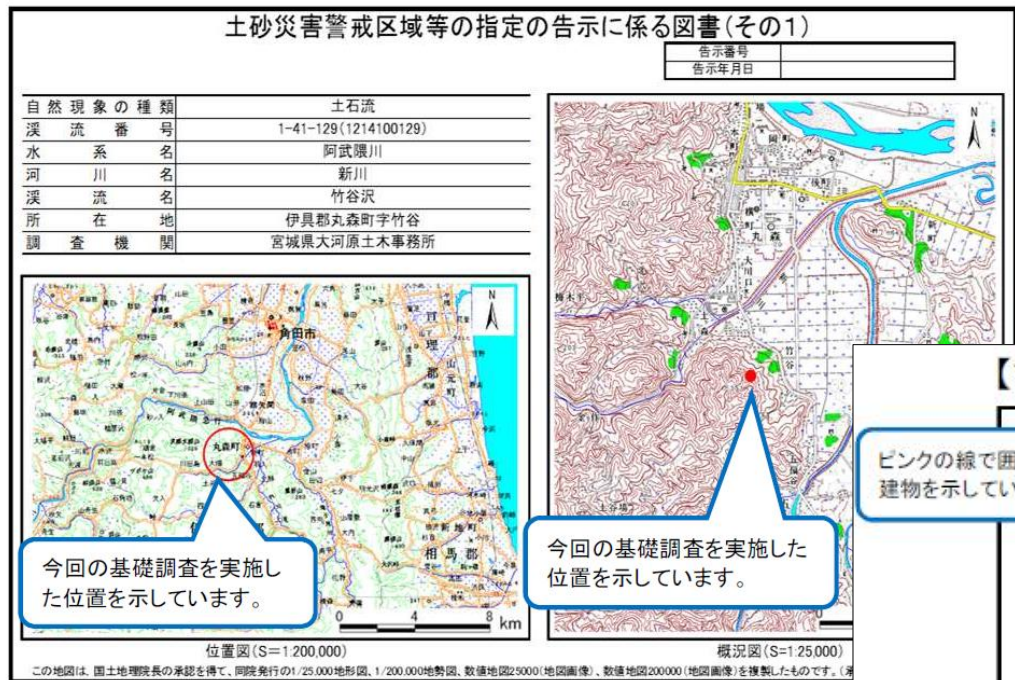
地すべりに対する区域指定のイメージ



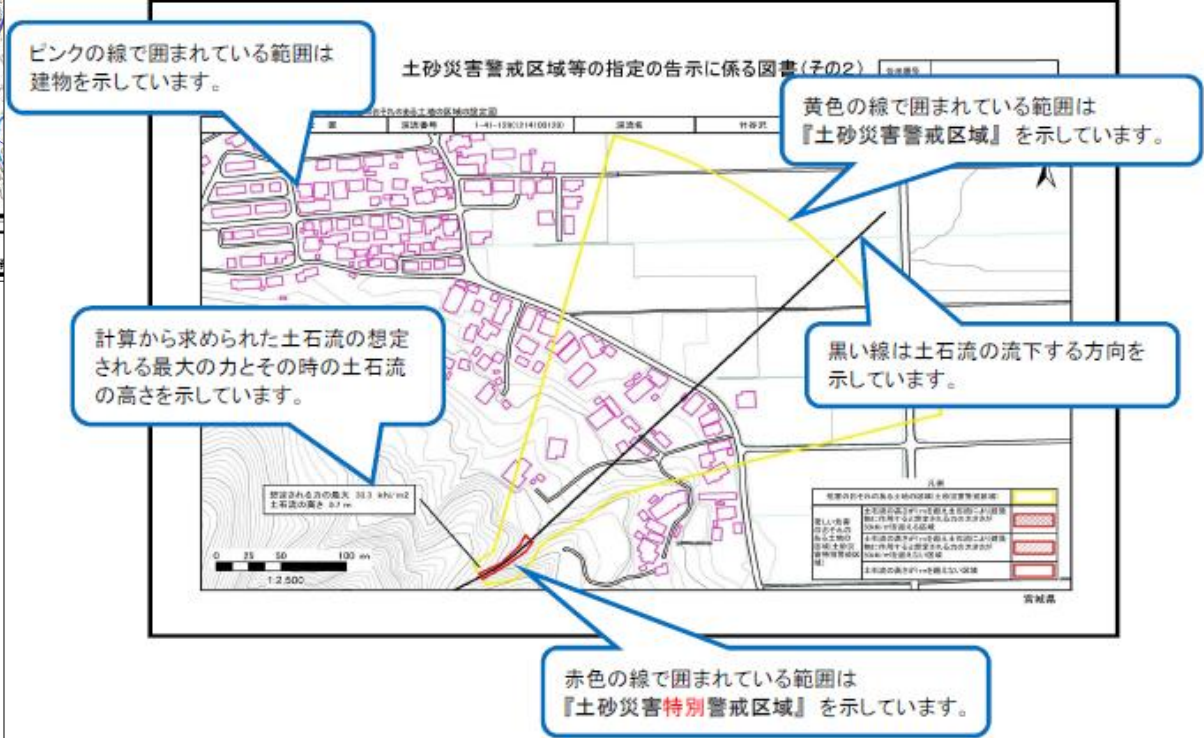
土砂災害警戒区域等基礎調査結果 告示図書の見方(土石流)

土石流のおそれがある箇所

【第1面】基礎調査を実施した位置と箇所名などを説明



【第2面】土砂災害警戒区域等に指定する範囲について説明



土砂災害警戒区域等基礎調査結果 告示図書の見方(急傾斜地の崩壊)

急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所

【第1面】基礎調査を実施した位置と箇所名などを説明

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	
告示年月日	

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-155(1311000155)
箇所名	中島
所在地	伊具郡丸森町筆甫字中島
調査機関	宮城県大河原土木事務所

今回の基礎調査を実施した位置を示しています。

位置図 (S=1:200,000)

概況図 (S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/25,000地形図、1/200,000地勢図、数値地図25000(地図画像)、数値地図200000(地図画像)を複製したものです。(※)

【第2面】土砂災害警戒区域等に指定する範囲について説明

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	
告示年月日	

危険のおそれのある土地、崩壊し危険のおそれのある土地の範囲図	調査年度	平成19年度	
急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-155(1311000155)	
箇所名	中島	所在地	伊具郡丸森町筆甫字中島

赤色の線で囲まれている範囲は『土砂災害特別警戒区域』を示しています。

黄色の線で囲まれている範囲は『土砂災害警戒区域』を示しています。

青色の線で書かれている範囲は川や沢を示しています。

ピンクの線で囲まれている範囲は建物を示しています。

災害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	
土砂等の(移動)高さ1m以下の場合	
土砂等の移動による力100kN/m ² を超える区域	
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域	

凡例

- 上端
- ▲ 下端
- 傾斜線

1:2,500

0 50 100 m

宮城県

上端は斜面上部、下端は斜面下部の地形変化位置を示しています。

地すべりのおそれがある箇所

【第1面】基礎調査を実施した位置と箇所名などを説明

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第257号
告示年月日	平成27年3月13日

自然現象の種類	地すべり
箇所番号	018
箇所名	鎌先
所在地	白石市福岡蔵本鎌先
調査機関	宮城県大河原土木事務所

今回の基礎調査を実施した位置を示しています。

今回の基礎調査を実施した位置を示しています。

位置図(S=1:200,000)

位置図(S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平26付

【第2面】土砂災害警戒区域等に指定する範囲について説明

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

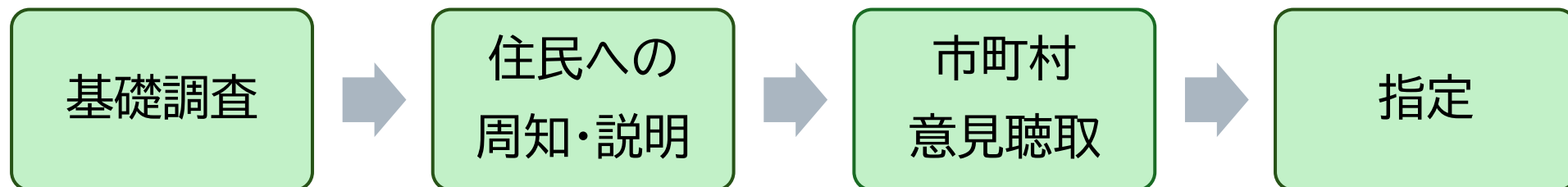
基礎調査の結果、土砂災害警戒区域の範囲を示しています。

基礎調査の結果、土砂災害警戒区域の範囲を示しています。

様式-2(地)	土砂災害防止法施行令第二の基礎に該当する区域(土砂災害警戒区域)	土砂災害防止法施行令第三の基礎に該当する区域(土砂災害警戒区域)
告示番号	宮城県告示第257号	告示年月日
告示年月日	平成27年3月13日	告示年月日

0 25 50 100 150 200 (m)

1:4,000



- ※ 住民の皆様への周知・説明後、すぐに土砂災害警戒区域等として指定される訳ではありません。
- ※ 指定まで時間が空くこともありますので、ご理解ください。

3. 土砂災害警戒区域等 が指定されると

土砂災害警戒区域

1. 市町村地域防災計画への記載
2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制
3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底
4. 宅地建物取引における措置

土砂災害警戒区域が指定されると

土砂災害警戒区域

1. 市町村地域防災計画への記載

- 土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する**情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等**の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。
- このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、**警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める**こととされています。

土砂災害警戒区域

2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

- 警戒区域内の**要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)**であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。
- 警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた**要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成**し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

土砂災害警戒区域

3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

- 土砂災害による人的被害を防止するためには、**住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか**、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。
- このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した**ハザードマップ等を配布**し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。

土砂災害警戒区域

4. 宅地建物取引における措置

- 警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について**重要事項説明を行うことが義務**づけられています。

土砂災害特別警戒区域

1. 特定の開発行為に対する許可制
2. 建築物の構造の規制
3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置
4. 宅地建物取引における措置

土砂災害特別警戒区域

1. 特定の開発行為に対する許可制

- 特別警戒区域では、**住宅・宅地分譲等**や**特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為**については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために**必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した**場合に限り許可されることになります。

土砂災害特別警戒区域

2. 建築物の構造の規制

- 特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、**建築物の構造が安全なものとなるように**、居室を有する建築物については**建築確認の制度及び構造規制が適用される**場合があります。
- すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が**土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすもの**となっているかについて、確認の申請書を提出し、**建築主事又は指定検査確認機関の確認を受ける**ことが必要になります。

土砂災害特別警戒区域が指定されると

土砂災害特別警戒区域

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

- 急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から**安全な区域に移転する等**の土砂災害の防止・軽減のための措置について**都道府県知事が勧告**することができることになっています。
- 特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。(融資金利の優遇措置有)

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅(既存不適合住宅)を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

土砂災害特別警戒区域

4. 宅地建物取引における措置

- 特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害警戒区域等の確認方法

1. 宮城県防災砂防課HP
2. 宮城県砂防総合情報システム(ミズキ)
3. 市町村のハザードマップ

土砂災害警戒区域等の確認方法

1. 宮城県防災砂防課HP

『宮城県 土砂災害警戒区域等指定箇所』で検索

土砂災害警戒区域等指定箇所

確認したい土地が市町村区界付近にある場合は、複数の行政にまたがって区域が指定されている可能性がありますので、隣接する市町村又は区のページもご確認ください。複数市町村にまたがる区域については、それぞれの市町村に箇所数を計上しています。仙台市は複数区にまたがる区域について、それぞれの区に箇所数を計上しています。宮城県全体の指定状況については、下記ページよりご確認ください。

[土砂災害警戒区域等の指定について](#)

市町村ごとの指定数は下記に記載しております。

[PDF 土砂災害警戒区域の指定状況 \(PDF : 377KB\)](#)

各ページに記載されている所在地は、区域の代表地となっています。

土砂災害警戒区域等指定箇所(R7年9月30日現在)

仙台市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	白石市
名取市	角田市	多賀城市	岩沼市	登米市
栗原市	東松島市	大崎市	富谷市	蔵王町
七ヶ宿町	大河原町	村田町	柴田町	川崎町
丸森町	亘理町	山元町	松島町	七ヶ浜町
利府町	太和町	大郷町	大衡村	色麻町
加美町	涌谷町	美里町	女川町	南三陸町

確認したい市町村をクリック

（青葉区）

自然現象	箇所番号	区域の名称	区域の所在地	告示年月日	告示番号
告示図書をダウンロード					
土石流	1-01-001	PDF 青葉沢1 (PDF : 3,744KB)	仙台市青葉区川内	H24年9月7日	第678号
土石流	1-01-002	PDF 青葉沢2 (PDF : 3,962KB)	仙台市青葉区川内	H24年9月7日	第678号
土石流	1-01-003	PDF 山屋敷沢1 (PDF : 4,228KB)	仙台市青葉区荒巻字青葉	H24年9月7日	第678号

- 告示図書をダウンロードし警戒区域等の確認ができます。
- 県公報による告示と同じ時期に公表しています。

土砂災害警戒区域等の確認について

土砂災害警戒区域等の確認方法

2. 宮城県砂防総合情報システム(ミツキ)

『宮城県砂防総合情報システム』で検索

宮城県
宮城県砂防総合情報システム MIDSKI
▼ 発表情報・履歴 ▼ 解析・予測雨量 ▼ 土砂災害警戒判定メッシュ情報 ▼ 土砂災害警戒区域等確認マップ
現在警戒情報ははありません

はじめて利用する方へ
はじめて利用する方へ、使い方を詳しく知りたい方も
ご一読ください

土砂災害警戒情報（気象情報）
危険が迫っていることを察知する
マップを見る

土砂災害警戒区域等確認マップ
土砂災害の危険のある区域を確認する
マップを見る

座標データをダウンロード

表示
住所検索
区域等検索
ダウンロード
更新
淡色地図
印刷

詳細情報
土砂災害特別警戒区域
現象
急傾斜地
箇所番号
1-自-187
箇所名
越路の2
市町村名
仙台市
所在地
事務所名
仙台
告示年月日
平成29年3月28日
告示番号
告示第306号
告示図書等
/pdfdoc/speikeikai/dsk/1641.pdf

告示図書をダウンロード

指定避難所兼指定緊急避難場所
▼ 土砂災害特別警戒区域
急傾斜地
土石流
地すべり
砂防等各種指定地
▼ 土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
地すべり
土砂災害調査予定箇所
メッシュ情報

- 地図上に土砂災害警戒区域等を参考表示させ、告示図書や座標データをダウンロードできます。
- 表示内容が最新でない場合があるため、必ず注意事項をご確認ください。

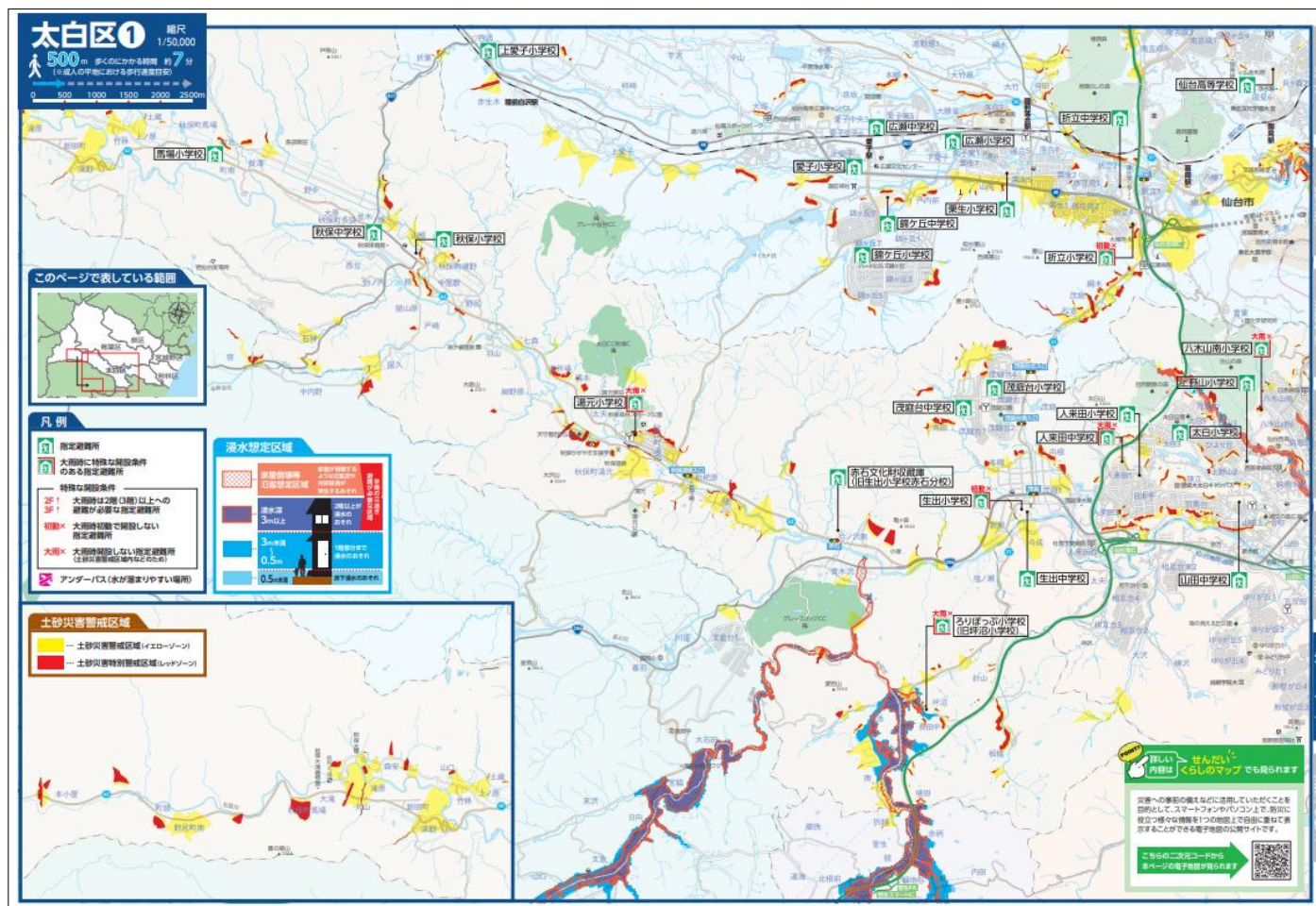
土砂災害警戒区域等の確認について

土砂災害警戒区域等の確認方法

3. 市町村のハザードマップ

引用:仙台市HP

(<https://www.city.sendai.jp/anzensuishin/kurasahi/azen/saigaitaisaku/hazardmap.html>)



- 市町村のハザードマップにて、土砂災害警戒区域等を確認できます。
- 市町村により更新の時期が異なりますので、いつ時点のものか必ず確認願います。

4. 今後起こりうる土砂災害の備えについて

土砂災害のおそれのある箇所について

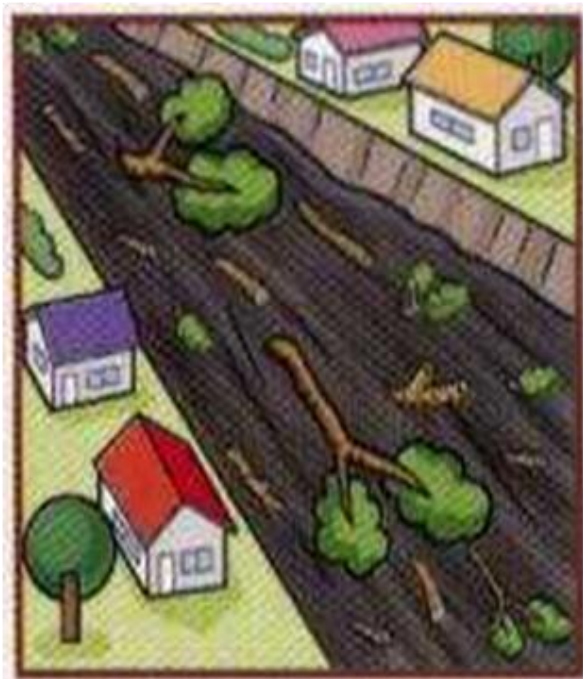
- 県内で土砂災害のおそれのある箇所は、区域指定済み箇所と今後調査を実施する箇所を合わせ**約27,000箇所**(※)になります。
- しかし、土砂災害は、**区域指定された箇所以外でも**発生する可能性がありますので、お近くに斜面や谷がある場合は十分な注意が必要です。

→ 今後起こりうる土砂災害に対する備えが重要！

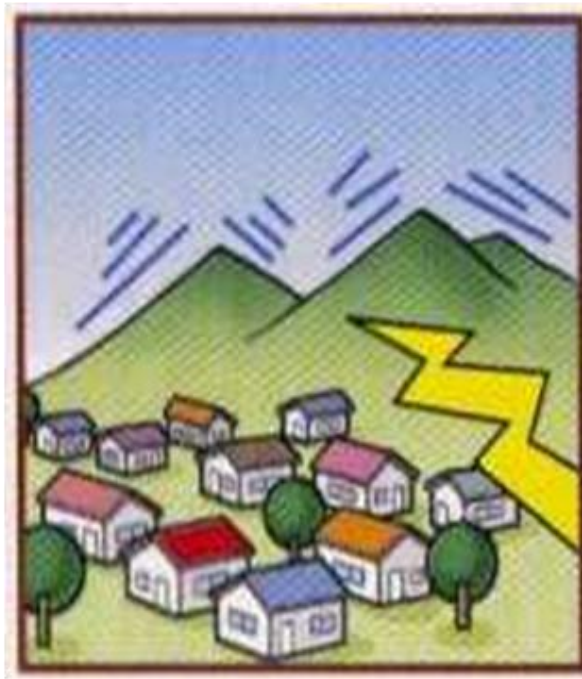
※今後の調査結果により数値は変動します。

土砂災害の**キケン**信号をみのがさないで！

土石流の前兆現象



○川の流れが濁ったり、
流木が混じっている時



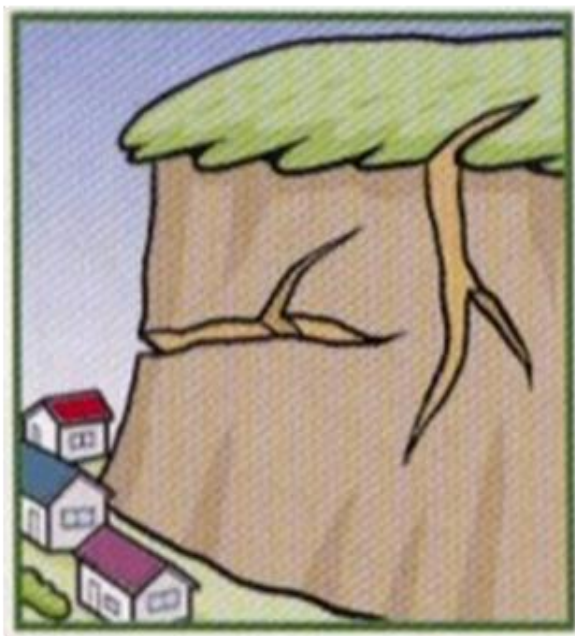
○「山鳴り」といって、
山全体がうなるような音
がする時



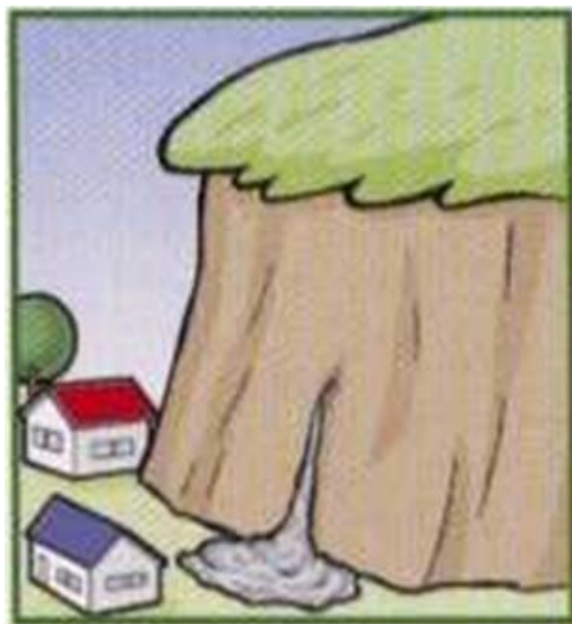
○雨が降り続けているのに、
川の水量が減っている時

土砂災害の**キケン**信号をみのがさないで！

がけ崩れの前兆現象



○がけや斜面に割れ目ができた時



○がけから水が湧き出てきた時



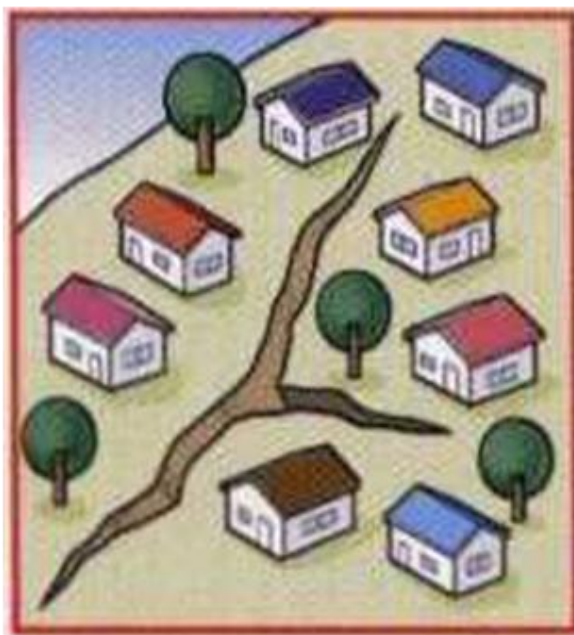
○がけから小石がパラパラと落ちてくるようになった時

土砂災害の**キケン**信号をみのがさないで！

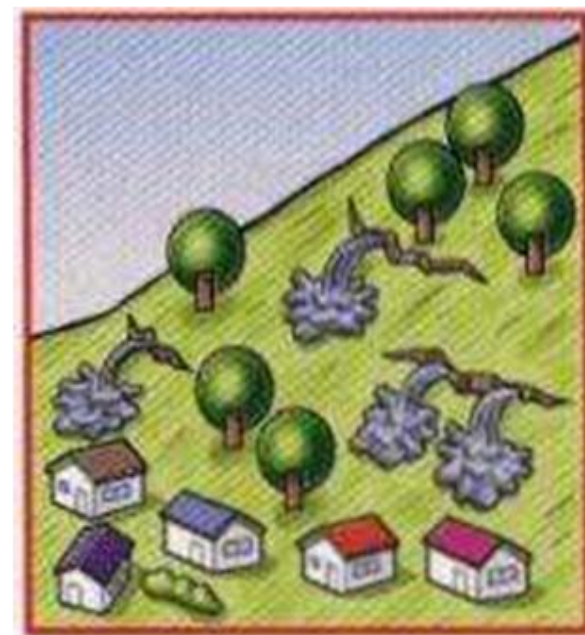
地すべりの前兆現象



○沢水や井戸水が濁った時

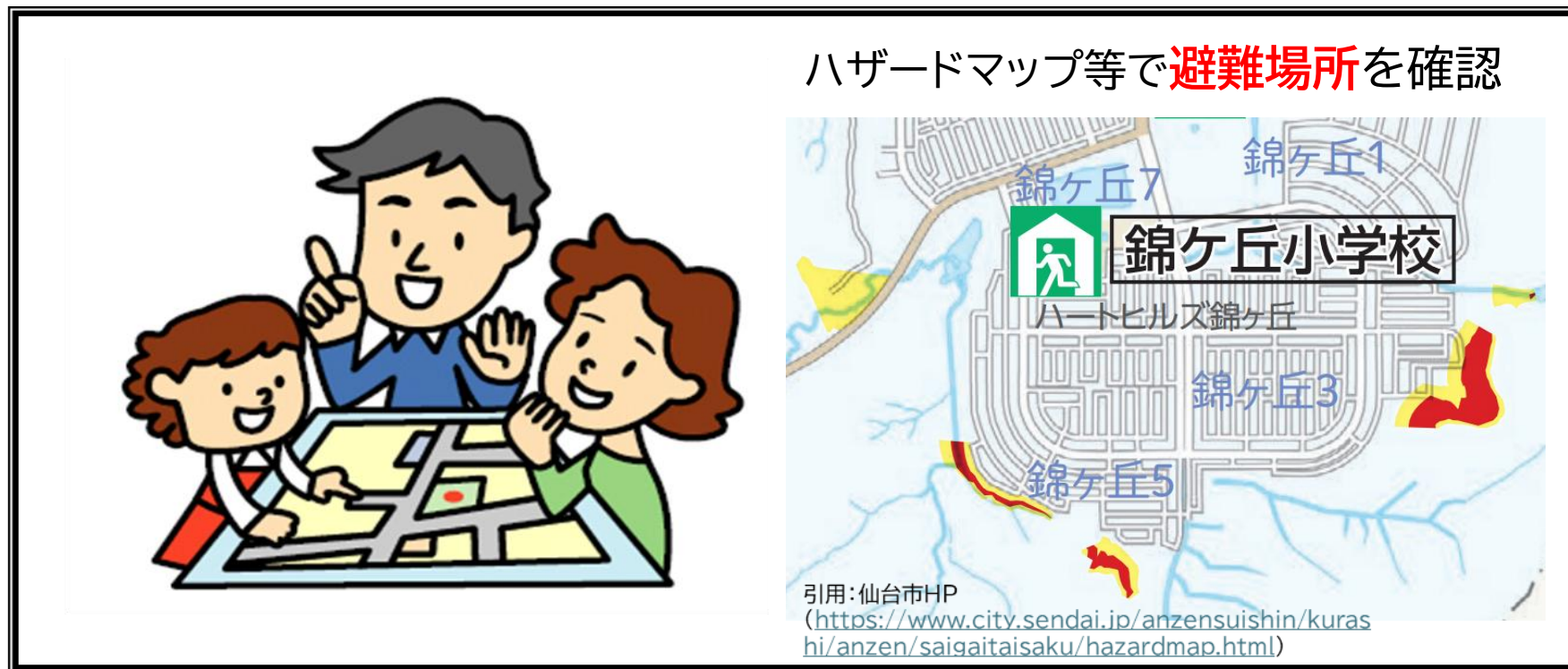


○地面がひび割れたり、一部が陥没あるいは隆起した時



○斜面から水が噴き出した時

避難場所、避難経路を確認しておきましょう！



緊急時の連絡先を確認しておきましょう！

●●市役所

電話番号●●●●●-●●●-●●●●●

●●土木事務所

電話番号●●●●●-●●●-●●●●●

非常持ち出し品を準備しておきましょう！

